

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届

常務理事	事務長	部長	課長	係長	係

正

届書コード	処理区分
2 3 1	※

厚生年金保険 事業所整理番号	健康保険被 険者証の記号	社 会 保 険 労 務 士 記 載 欄
-------------------	-----------------	---------------------

⑦ 健康 保険 被 保 者 の 保 証 番 号	⑧ 被 保 険 者 の 氏 名	⑨ 生 年 月 日	⑩ 種 別	⑪ 従 前 の 標 準 報 酬 月 額	⑫ 従 前 の 改 定 月 ・ 原 因
⑬ 算 定 基 礎 月 の 報 酬 支 払 基 礎 日 数	報 酬 月 額			⑭ 支 払 基 礎 日 数 17 日 以 上 の 月 の 報 酬 月 額 の 総 計	⑮ 適 用 年 月
	⑯ 金 銭 (通 貨) に よ る も の の 額	⑰ 現 物 に よ る も の の 額	⑱ 合 計	⑲ 平 均 額	⑳ 修 正 平 均 額
				㉑ 決 定 後 の 標 準 報 酬 月 額	㉒ 備 考 週 及 支 払 額 昇 (降) 給 差 の 月 額 昇 (降) 給 月

健康証番号	厚年整理番号	氏名	年号	生	年	月	日	種別	健康の従前	千円	厚年の従前	千円	※	年	月
支払基礎 日数	4月	日	金銭(通貨)によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	総計	円	適用年月	年	9	月	備考 ・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月
	5月	日		円		円		円	平均	円	修正平均	円			
	6月	日		円		円	計	円	健康の決定	千円	厚年の決定	千円	※		

健康証番号	厚年整理番号	氏名	年号	生	年	月	日	種別	健康の従前	千円	厚年の従前	千円	※	年	月
支払基礎 日数	4月	日	金銭(通貨)によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	総計	円	適用年月	年	9	月	備考 ・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月
	5月	日		円		円		円	平均	円	修正平均	円			
	6月	日		円		円	計	円	健康の決定	千円	厚年の決定	千円	※		

健康証番号	厚年整理番号	氏名	年号	生	年	月	日	種別	健康の従前	千円	厚年の従前	千円	※	年	月
支払基礎 日数	4月	日	金銭(通貨)によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	総計	円	適用年月	年	9	月	備考 ・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月
	5月	日		円		円		円	平均	円	修正平均	円			
	6月	日		円		円	計	円	健康の決定	千円	厚年の決定	千円	※		

健康証番号	厚年整理番号	氏名	年号	生	年	月	日	種別	健康の従前	千円	厚年の従前	千円	※	年	月
支払基礎 日数	4月	日	金銭(通貨)によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	総計	円	適用年月	年	9	月	備考 ・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月
	5月	日		円		円		円	平均	円	修正平均	円			
	6月	日		円		円	計	円	健康の決定	千円	厚年の決定	千円	※		

健康証番号	厚年整理番号	氏名	年号	生	年	月	日	種別	健康の従前	千円	厚年の従前	千円	※	年	月
支払基礎 日数	4月	日	金銭(通貨)によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	総計	円	適用年月	年	9	月	備考 ・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月
	5月	日		円		円		円	平均	円	修正平均	円			
	6月	日		円		円	計	円	健康の決定	千円	厚年の決定	千円	※		

平成 年 月 日提出

東京都電気工事健康保険組合

事業所所在地	〒	—
事業主氏名		
電話番号	(局)	番

枚数	人数
※	※

受付日付印

※印欄は、記入しないでください。

〔記載例〕

(この届書に添付する書類)

この届には「被保険者報酬月額算定基礎届総括表」を添付すること。

この届書は、7月1日から7月10日までに提出してください。

届書コード		処理区分		届書		健康保険被保険者証の記号		被保険者の氏名		生年月日		種別		従前の標準報酬月額		従前の改定月・原因	
2	3	1				墨	ABC	山田 一郎	5	12	06	30	1	530	530		
① 算定基礎月の報酬支払基礎日数		② 金銭(通貨)によるものの額		③ 現物によるものの額		④ 合計		⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 適用年月		⑦ 備考		⑧ 平均額		⑨ 修正平均額	
4	30	510,000	15,100	525,100	530	530	1,575,300	9	・選及支払額	円							
5	31	510,000	15,100	525,100	530	530	525,100	9	・昇(降)給差	円							
6	30	510,000	15,100	525,100	530	530	525,100	9	・昇(降)給月	円							
⑩ 健康保険法第40条及び厚生年金保険法第20条		⑪ 健康保険法第118条第1項		⑫ 健康保険法第118条第1項		⑬ 健康保険法第118条第1項		⑭ 健康保険法第118条第1項		⑮ 健康保険法第118条第1項		⑯ 健康保険法第118条第1項		⑰ 健康保険法第118条第1項		⑱ 健康保険法第118条第1項	
2	2	河野 正子	5	39	05	08	2	200	200								
4	16	180,000	0	180,000	200	200	430,000	9	・選及支払額	円							
5	17	210,000	0	210,000	200	200	215,000	9	・昇(降)給差	円							
6	22	220,000	0	220,000	200	200	220,000	9	・昇(降)給月	円							

(記入の方法)

- ①欄の昭5・平7の文字は、該当する事項を○印で囲みます。
- ②欄は、該当する文字を○印で囲みます。
1: 坑内員以外の男子 2: 女子
- ③④欄の「健保の従前」と「厚年の従前」欄には、この届書を提出する日現在の標準報酬月額を記入します。
なお、標準報酬月額が3桁に満たないものについては、前に0を記入して3桁とします。
- ⑤欄には、4月、5月、6月に支払われた給与の支払の基礎となった日数を記入します。
(注) 月給者の場合は、その月の日数(給与計算締切日までの日数)
日給者の場合は、稼働日数
- ⑥欄には、4月、5月、6月に支払われた報酬のうち、金銭(通貨)で支払われた額を記入します。
(注) 報酬とは、賃金、給与、俸給、手当(残業手当、通勤手当なども含まれます)、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働の対償として受けたすべてのもののことです。
ただし、臨時に受けたもの及び年3回以下で支払われる賞与は除かれます。
- ⑦欄には、4月、5月、6月に支払われた報酬のうち、通勤定期乗車券(回数券)、食事、住宅及び被服など、現物で支給されたものがあるときに、厚生労働大臣などが定めた価額によって算定した額を記入します。
なお、該当しないときは、0を記入します。
- ⑧欄には、⑥欄+⑦欄の合計額を、それぞれの欄に記入します。
- ⑨欄には、4月、5月、6月のうち、支払基礎日数が17日以上月の⑥欄(合計額)の総計を記入します。
- ⑩欄には、⑨欄(総計)の額を、支払基礎日数が17日以上月の数で除して得た平均額を記入します。
- ⑪欄の「選及支払額」には、4月、5月、6月の各月に受けた報酬月額のなかに、さかのぼって昇給したことなどによる数ヵ月分以上の昇給差額や、3月以前の選給分が含まれている場合に、その額を記入します。
- ⑫欄の「昇(降)給差の月額」には、「選及支払額」を記入したときに、昇(降)給により増(減)額された額の月額を記入します。
- ⑬欄の「昇(降)給月」には、「選及支払額」を記入したときに、昇(降)給または選及分の支払が行われた年月を記入します。
- ⑭欄には、つぎの算式によって計算した額を記入します。
ただし、⑭欄の「選及支払額」を記入した金額がないときは、この欄の記入は必要ありません。
(1) 「6月」に選及分または選給分の支払が行われたとき。
$$\{(\text{⑫欄の金額} - \text{⑭欄の「選及支払額」}) + (\text{⑬欄の「昇(降)給差の月額」} \times 2)\} \div 3 = \text{⑭欄の金額}$$

(2) 「5月」に選及分または選給分の支払が行われたとき。
$$\{(\text{⑫欄の金額} - \text{⑭欄の「選及支払額」}) + \text{⑬欄の「昇(降)給差の月額」}\} \div 3 = \text{⑭欄の金額}$$

(3) 「4月」に選及分または選給分の支払が行われたとき。
$$\text{⑫欄の金額} - \text{⑭欄の「選及支払額」} \div 3 = \text{⑭欄の金額}$$
- ⑮欄の「健保の決定」と「厚年の決定」欄には、⑥欄の金額(⑭欄に記載されている金額があるときは、⑭欄の金額)を「標準報酬区分表」(健康保険法第40条及び厚生年金保険法第20条)にあてはめて得られた標準報酬月額を記入します。
なお、標準報酬月額が3桁に満たないものについては、前に0を記入して3桁とします。
- ⑯欄の備考欄には、次の事項を記入します。
(1) ⑯欄に記入したときは、その現物の名称。
(2) ⑯欄の金額の中に年4回以上にわたって支払われる賞与が含まれているときは、前1年間の賞与の支給月と1ヵ月当りの平均支給額。
(3) ⑯欄の金額にストライキによる賃金カットされた金額があるときは、その旨、その月、日数及びカット率。
(4) ⑯欄の金額に低額の休職給があるときは、その旨、その月及び支給率。
(5) 長期欠勤者があるときは、その旨と欠勤を始めた年月日及び賃金支給の有無。
(6) 資格取得届提出中のときは、その旨と資格取得年月日及び資格取得届の提出年月日。
(7) 健康保険法第118条第1項に該当している者があるときは、「健康保険法第118条第1項該当」の旨。

コンピュータにより届書を作成している場合は、必ず、「コンピュータによる届書の作成要領」により行ってください。